令和4年(ネ)第1893号 各損害賠償等、同反訴請求控訴事件

控訴人兼被控訴人(一審原告) 部落解放同盟外 234 名

控訴人兼被控訴人(一審原告) 示現舎合同会社外2名

控訴審準備書面 4

(一審原告第4準備書面に対する反論)

令和 4 年 11 月 10 日

東京高等裁判所第16民事部二係御中

控訴人兼被控訴人(一審被告) 示 現 舎 合 同 会 社

上記代表者代表社員 宮 部 龍 彦

控訴人兼被控訴人(一審被告) 宮 部 龍 彦

控訴人兼被控訴人(一審被告) 三 品 純

本書面では、一審原告第4準備書面に再反論する。括弧書きした頁と行の表記について、特にことわりがないものは、一審原告第4準備書面のものである。

第1 一審原告第4準備書面第1に対する反論

- 1 1「一審原告 15 に対する不法行為について」について
 - (1) 原告 15 に対する電話発信について
 - 一審被告宮部は原告 15 に電話をかけて、その旨を Twitter に投稿した事実は認める。その余は否認ないし争う。
 - 一審被告宮部は原告 15 に電話したら本人が出てきた事実を Twitter に投稿しただけで、具体的な電話番号を投稿したわけではない。確かに「解放同盟関係人物一覧」に掲載された電話番号が正しいという情報を公開したこと

になるが、原告 15 の電話番号は NTT のハローページにも掲載されている ものであるし、誰かと電話で会話した程度の情報は特段プライバシーとは言 えないし、それを公言することまで不法行為と言うのは行き過ぎである。

一審被告宮部が、架電をしてもよいと煽った事実はないし、原判決が言うように、いたずら電話が増えた事実もない。そもそも原告 15 は固定電話を引いて電話帳に番号を掲載しているのだから、誰でも必要であれば架電をしてもよいとの意思表示をしていることと同等である。そうでなければ、電話帳に番号を掲載する意味がない。

「差別意識を新たに創り出し又は増長させる」「差別されない権利ないし差別されずに平穏に生活する権利」(3 頁 3 から 7 行目)という一審原告の主張は意味不明である。電話をかけることと、差別することとは何の関係もない。一審原告らの主張自体が、一審原告らには何でも差別にこじつける癖があることを証明している。

(2) 原告 15 の出身地の探訪について

一審被告宮部は原告 15 の出身地を探訪し、原告 15 の親族の経営する 肉屋を訪問し、その様子を保全広告準備書面に書き、示現舎のウェブページに掲載した事実は認める。なお、実家の肉屋の名前は伏せて掲載した。 その余は争う。

一審原告らは、一審被告宮部が無断で訪れたと言うが、仮に事前に電話等で断ったところで、前述のとおり、一審原告らにとっては電話をかけること自体が「差別」なのだから、一審原告らの主張は理不尽な言いがかりに過ぎない。

特に、差別意識を新たに創り出し又は増長させた事実はない。むしろ、実際に探訪することで、誰でも訪れて良い普通の地域だということを知らしめた。

仮に部落探訪をすることが差別意識を増長させる違法行為だというのであれば、部落は憲法 22 条1項の居住移転の自由の例外ということになり、そのことがむしろ差別的である。

一審被告宮部が、原告 15 関係部落を訪れたことは、特別な地域と煽ることにはなっていない。むしろ現地に存在する同和対策施設である隣保館が行政による特別な地域としての扱いそのものであるし。また「兵庫県の部落一新宮町仙正部落(現地報告)」という、題名だけで仙正に部落があることが分かる資料があり、CiNii(国立情報学研究所の論文検索)や国立国会図書館に所蔵されていることをインターネット検索で簡単に見つけることができる(乙 787)。

- 一審被告宮部が「差別されない権利ないし差別されずに平穏に生活する 権利を侵害」した事実はなく、むしろ部落を平等に扱ったことを一審原告ら は非難している。
- (3) 一審被告宮部による原告 15 に対する「差別主義者」等の表現について 争う。

そもそも、これは不法行為を構成しないいわゆる同和団体、人権団体の間では、都合が悪ければ差別認定するのは、ごく普通の文化である。

前述した通り、一審原告第4準備書面自体がそれを自己体現しており、単に電話をする行為も差別に結びつけている。

(4) 原告 15 の陳述書公開について

原告 15 の陳述書を現判決言渡期日後も公開したことは認める。 その余は争う。

現在、原判決に係る原告 15 の陳述書の公開は停止している、なお、これは予備的な措置であって、一審原告らの主張および原判決を認めたもので

はない。

原判決に係る原告 15 の陳述書は、出身地の自治体名と実家が肉屋であったこと、解放同盟での経歴が書かれたもので、特にプライバシーと言えるような内容ではない。特に原告 15 は解放同盟の副委員長という立場であって、役職等が広く知られていた(原判決別紙 54 頁)。結果的に原告 15 の公になっていないプライバシーが新たに知られることにはなっておらず、むしろ公開を違法とした原判決が相当でない。

賠償金額についていえば、一審原告らは政治団体であって地方自治体等から補助金を受けており、圧倒的多数でありカンパ等の支援を受けられる立場にあるが、一審被告らは事実上個人として訴訟に対峙している。一審原告らの主張は、実際の損害を賠償させようという意図ではなく、不当に高い賠償金額を課すことで一審被告らに経済的な懲罰を加えようという意図があり、民事訴訟の本来の目的を逸脱したものである。仮に懲罰的な損害賠償を認めるにしても、一審原告らは事実上身分制度を認めるような主張をしている。

- 2 2「一審原告 248 に対する不法行為について」について
 - (1) 一審原告 248 の家屋等のインターネット上での公開について
 - 一審原告らの主張に対しては争う。

部落探訪は平成27年12月28日から行っているもので、本件訴訟とは無関係である。本件訴訟の当事者は多数であるから、一審原告らが関係する部落を訪れる可能性は高い。当然、一審被告宮部は一審原告らの住所のほとんどを知っているので、訪れた部落に一審原告らの住所があることを認識し得るが、ことさら一審原告らの関係する部落を狙う理由もなければ、逆に避ける理由もない。本書面の提出時点で部落探訪シリーズは289箇所を達成して

いるので、一審原告らの関係する部落が相当数含まれていることは予想されるが、とりわけそれが多いという証拠は一審原告らから提出していないし、一 審被告らも特に集計していない。

記事にコメントする人が『解放同盟役員の出身地区シリーズ』と解釈するのは勝手だが、一審被告宮部としてそのような認識はないので「たまたまです」と、ありのままの事実を返信しただけである。

一審原告らは自動車のナンバープレートが掲載されていることを問題視しているが、現在、運輸局は原則として自動車のナンバーだけからでは個人情報を提供しない運用をしているので(乙 788)、自動車のナンバープレートは個人情報ないしはプライバシーとは解されず、テレビなども原則そのまま放映しているのが実情である。

「特別な地域だと煽り、またそのように扱ってもよい雰囲気を醸成する」云々という一審原告らの主張は意味不明である。むしろ一審被告宮部は、部落は特別な地域ではなく、日本各地の様々な地域と同じく、誰もが自由に訪れて映像を撮影してもよい地域だという雰囲気を醸成している。仮に部落探訪が違法行為だというのであれば、部落は憲法 22 条1項の居住移転の自由の例外ということになり、そのことがむしろ差別的である。

(2) 原告 248 の陳述書を公開したことについて

原告 248 の陳述書を現判決言渡期日後も公開したことは認める。 その余は争う。

現在、原判決に係る原告 248 の陳述書の公開は停止している、なお、これ はあくまで予備的な措置であって、一審原告らの主張および原判決を認めた ものではない。

顕著な事実として、原告248は今の時点で部落解放同盟中央本部委員長

である。著名な政治団体のトップであり、国民の生活全般に影響を与える立場の人物について、誹謗中傷でもなく、あくまで事実提示に過ぎないことを違法行為とすることは、民主主義や表現の自由に著しく反している。

原判決を出した裁判官が、原告 248 が解放同盟のトップになることを予想できなかったとしても、結果論としては原告 248 の陳述書の公開は公益目的と言うべきであって、原判決こそが相当でない。

- 3 3「一審原告 32 に対する不法行為について」について 争う。
 - 一審被告宮部が不法行為を行った事実はない。
 - 一審被告宮部は神奈川県座間市在住である。『全国部落調査』に掲載された最も近い部落は厚木市中依知にあるが、そこは明らかに同和地区指定がされていない、いわゆる未指定地区である。
 - 一方、原告 32 は「被差別部落出身」を自称しており、関係地域はいわゆる指定同和地区である可能性が高く、その住所地および本籍地がある伊勢原市上粕屋は一審被告宮部の住所地からかなり近い。

原告 32 が死亡していという事情があるにしても、それを考慮して次に近い一審原告らの関係部落を選択すれば、なおのこと意図的に選んだと非難されることが予想される。単純に一番近い地域を選んだ一審被告宮部の選択は、最も的確に一審原告らの主張の矛盾を突くという合理性を重視した結果であって、ことさら原告 32 に嫌がらせをするという意図はない。

原判決が言う通り、一審被告宮部が、原告 32 や遺族の本籍地に転籍すること自由であるし、具体的に被害が生じた証拠がない。また一審被告宮部の転籍は伊勢原市長が認めたものであるから、仮に損害賠償請求をする相手がいるとすれば伊勢原市長であって、訴訟の相手を誤っている。さらに言えば、本籍地

という制度を未だに温存している国の責任である。

そもそも本籍地という制度は、人の移動が活発になった、遅くとも 100 年ほど 前から事実上無意味になっている。そのような制度に固執する一審原告らの主 張こそ不合理である。

法律上どこに本籍地を動かそうと自由であるし、事実として人の人格とは何の 関係もない。だから一審被告宮部は「問題ないですね」と答えたのである。

また、原告32に関係する「被差別部落」を暴き立てたと言うが、伊勢原市上粕屋を訪れてみたところ、普通の農村であって昨今は新東名高速道路のインターチェンジが出来たことから開発が進んでおり「被差別」と言えるような根拠はなかった。一審被告宮部は、そのありのままの事実を示しただけである。

むしろ「被差別部落出身」と称することで、自らの住所と本籍地を「被差別部落」だと暴き立ててきたのは原告32自身である。

第2 一審原告第4準備書面第2に対する反論

争う。

部落探訪は原判決では違法行為と判断されていない。また仮処分の対象に もされていない。

東京法務局の説示や依命通知には法的根拠も法律上の効果もない。

なおかつ、一審原告らが認める通り、部落を明らかにする行為全般が全て違法であると原判決が認定したわけではないし、依命通知(甲 352)は「学術、研究等の正当な目的による場合であって、かつ、個別具体的な事情の下で、当該情報の摘示方法などに人権侵害のおそれが認め難い場合」を例外としている。

部落探訪は同和地区指定されていない少戸数部落を発見する等、学術研究

に貢献しており、明らかに例外としての要件を満たしている。それだけでなく、『全国部落調査』もラムザイヤー教授によって 2 度も学術研究に使われた実績があり、依命通知が出されて 4 年が経過しようとしている現在においても「人権侵害」の事実が確認されていないことから、学術研究に有用であることだけでなく。「人権侵害のおそれが認め難い場合」という要件も満たしている。

むしろ、一審原告らが、一審被告らが差別行為をしていると中傷したことこそ 違法性があるのであって、一審被告らによる反訴を濫訴であると認識する余地 はない。

第3 一審原告第4準備書面第3に対する反論 争う。

一審原告らは「部落差別」に関連する様々な事件を挙げるが、『全国部落調査』ないしは、それに類似する地名リストが、どれだけ使われて、どのように使われて、どのような損害が生じているのかということを、何ひとつ説明できていない。 以下、各事件について反論する。

1 「プライム事件」について

戸籍や住民票等が興信所や探偵社によって不正取得されていたということだが、部落差別に関係する身元調査がどれだけ、どのように行われたのか明らかでない。

「戸籍を受け取った地元の興信所は、「全国部落調査」に類似した部落の地名リスト等と照合して対象者が同和地区出身かどうかを調べ、その旨を依頼者に返事する」(14 頁 25, 26 行目、15 頁 1 行目)というが、一審原告らの想像にすぎず、『全国部落調査』に書かれた地名はほとんどが大字単位の地名なので、照合するだけで「同和地区出身」を判別することは不可能である。また、興信所

が原審で証拠とされた甲 344 事実実験公正証書のような方法で「同和地区出身」を判別していた証拠はないし、そもそもあのような複雑怪奇な方法で判別していたとは常識的に考えづらい。

プライム社の社長が「お客さんの依頼は、85%から90%が結婚相手の身元調査 と浮気の調査である」語り、横浜興信所の社長は「以来の半分は結婚の相手の 身元調査だ」と語っていたというが、その身元調査のうち、どれだけが部落差別 に関係するものか分からない。身元調査と言っても、国籍や宗教、暴力団や政 治団体に係わるものなど多岐に渡るはずで、大部分が部落差別に関係すると は言い難い。

「プライム事件の背景にある同和地区出身者の調査」(16 頁 5 行目以降)という項目は「プライム事件」とは無関係な話を唐突にして、あたかも「プライム事件」が部落差別と密接に関係しているような印象をもたせようとしているだけである。

2 「住宅販売会社の同和地区調査事件」について

一審原告らは住宅販売会社が和歌山県の同和地区を調査していたという趣旨のことを言うのみで、『全国部落調査』とどのような関係があるのか何も示していない。

具体的に調査対象となった同和地区がどこなのか、一審原告らの説明からは不明であるが、和歌山県で同和地区の場所を調査するために、『全国部落調査』のようなものは必要ないと考えられる。『全国部落調査』をもとに調査しなければ分からないような部落を住宅販売会社が気にするとは到底考えられないし、いわゆる指定同和地区であれば同和事業の施設があることから調査するまでもなく分かる状態になっている。

例を挙げれば、和歌山市の芦原同和地区は非常に有名であり、見た目で分かるし、地元の自治会長による印象的な事件があったし(乙 789 の 1,789 の 2)、

地元出身者が「部落の金持ち」(乙 790)というミュージックビデオまで作っており、もはや公然のものとなっている。

現実として、歴史的に貧困者が多かった地域があり、同和行政がそれを解決できず、むしろ弊害が起こっている実例があることは厳然たる事実であり。そのことを住宅販売会社が認識していたところで即座に差別とは言い難いし、何よりも『全国部落調査』の公開とは全く無関係である。

実際、同和地区であるという情報源の調査結果(19頁16行目から20頁2行目)によれば、『全国部落調査』に類するもので調査したという回答は1つもなく、同和地区であることが近隣では半ば公然となっているか、隣保館等の同和事業施設が目印になっているか、前述の原告15のように部落出身を自称する者の名字の分布から特定したというケースが主である。

3 「滋賀県シルバー人材センター」について

これは滋賀県に部落や在日コリアンに興味を持つ老人がいたというだけのことであって、老人が誰かを差別する意図を持っていたとか、具体的に誰かに損害を与えたという事実は示されていない。確かに『全国部落調査』が関係する事柄であるが、これを差別と言ってしまうのであれば、「『全国部落調査』をコピーすることは差別だから『全国部落調査』を出版することは差別だ」という、いわゆる「小泉進次郎構文」であり、典型的な循環論法である。

4 「茨城県古河市職員ストーカー事件」について

一審原告らはこれが『全国部落調査』を悪用した事件というが、事件の内容を 見ると、これは古河市職員が、日頃から行政と不適切な関係にあった地元の運動団体」をあやつり人形のように利用して女性を陥れようとした事件である。

なお、「地元の運動団体」とは「部落解放同盟全国連合会」(全国連)のことである。全国連は過激な団体で、本裁判に関連して一審被告らに対して「確信犯

には実力糾弾も辞さない。「やってもいいんだ!」。胸のつかえを取っ払い、思いを解き放つ。そのような大衆行動こそが今求められる」という脅迫めいた文書 (乙 92)を送りつけている。

そのような反社会的な団体と古河市が関係を持ち続けてきたことが事件の原因であって、『全国部落調査』を悪用したというのはミスリードである。少なくとも、本件訴訟で一審原告らや原判決が想定しているような、『全国部落調査』による身元調査で誰かが同和地区出身者であると特定して差別したという事件ではない。

むしろ、部落解放運動団体の活動が行政職員の意識に悪影響を与えていることを証明する事件である。

5 「佐賀県のメルカリ販売事件」について

これも、「3 滋賀県シルバー人材センター」と同様、これを部落差別だと言うのは循環論法である。それだけでなく、これは高校生の出版の自由を行政権力が不当に奪った、児童虐待事件である。

6 「各地の同和地区問い合わせ事件」について

これらについても、「問い合わせがあった」というだけで、具体的に誰かに差別が行われた、誰かが被害を受けたという事実は確認できない。

鳥取の「インターネットの同和地区一覧に娘の結婚相手の住所が出ている。 この地名は本当に同和地区か」(24頁18,19行目)という問い合わせについては、『全国部落調査』ではなく「鳥取県内の部落(同和地区)」(乙 791)のことであると考えられる。これは鳥取県内の同和関係施設の所在地をまとめたものである。原判決が言うように、同和関係施設が必ずしも同和地区に存在しないというのなら(白々しい説明が通用するかどうかは別として)「同和地区ではない」と答えればよいのである。 兵庫の事例については、目的が不明である。むしろ、わざわざ問い合わせが 来るということは、『全国部落調査』だけでは同和地区を特定できないことを証 明している。

大阪の事例は、校区内の歴史について興味を持つのは全く正当なことである。 福岡の事例は、むしろ『全国部落調査』がなくても同和地区と分かる地区があって、そこが『全国部落調査』に記載がなかったものであると推測できる。すると、「えせ同和地区」であることが疑われるのであって、これは解放運動を揶揄するものではなくて全く正当な批判である。

一審原告らの主張や原判決は、これらの疑問に対して「同和地区に住所や本籍があれば差別されます。結婚相手や親戚も同和地区出身者として差別対象となります」と回答するようなものである。

第4 一審原告第4準備書面第4に対する反論 争う。

一審原告らは「部落民とは何か」ということについて、証拠によらない独自の 主張をしているのみである。要は、「本籍や住所が変わっても部落民だ」と言い たいのであろうが、『全国部落調査』による一審原告らのプライバシー侵害との 関係が不明である。

特に、第4 3「転出者について生じる具体的な不都合」について読んでみると、その趣旨は「部落から転出した場合も自分は部落民だと思っているので、裁判所に部落民と認めて欲しい」ということである。常識的に考えれば、異常な発想で、完全に本人らの自己中心的な都合に過ぎない。部落から転出すれば「事実上受ける不利益がある」と裁判所に認めさせようという発想も支離滅裂で、到底理解できない。

第5 一審原告第4準備書面第5に対する反論

- 1 第51(1)「華族制度廃止の議論と部落問題」について
 - 一審原告による引用はいささか冗長な上に的はずれであり理解が困難であるが、結論として「社会的身分」は原判決が言うところの「同和地区出身者」(≒被差別部落民)を含むという趣旨であるのであれば認める。
- 2 第51(2)「「差別をされない」の意味」について
 - 一審原告らは「差別を禁止するという趣旨を明確にするために「差別をされない」と文言が変更されたことがみてとれる」というが、争う。

36 頁 2 行目から 38 頁 7 行目に引用されたやり取りは、差別を禁止するという 趣旨を明確にするためではなく「誰が誰に対する差別を禁止するのか」を明確 にするための議論である。結論として、国民が互いに差別してはならないという ことよりも、「(国が)国民を差別してはならない」ということであると明確にされた。

- 3 第 5 1(3)「文言についての確認~法的効果」について
 - 一審原告らの主張の趣旨が不明確なため、反論が困難である。
 - 一審原告らは結論として「裁判所は、一審被告らの行為によって、14 条 1 項 に定められた権利侵害が認められるかについて、積極的に判断を示すべきで ある」というが、具体的な「判断」の内容が示されていない。
- 4 第51(4)「参考になる裁判例」について

部落差別に係る身元調査が憲法 14 条違反になり得ることについては、認める。

ところで、興信所による身元調査は私人によるものであるから、前記 2 によれば憲法 14 条は主に国と国民間に適用することを想定したものなので、必ずしも不法行為とは言えないが、公務員ないしはそれと同等の立場の者が行えば、

間違いなく不法行為である。

従って、公証人河村吉晃と同萩原秀紀による「事実実験公正証書」(甲 344, 490)の作成は、部落差別に係る身元調査にほかならず、憲法 14 条に違反する不法行為である。

これらのことについては、被告第5準備書面で詳述する。

なお、一審被告らは身元調査をしていない。「同和地区出身者」の判断条件を決め、身元調査の方法を発明したのは一審原告らと原審の裁判所であるし、身元調査をしたのは、一審原告および甲344,490を作成した公証人らである。 一審原告らの主張および原判決の判断は一審被告らが行ってない身元調査を勝手に行って、その責任を一審被告らに転嫁しようとする藁人形論法である。

第6 一審原告第4準備書面第6に対する反論

1 第61「一審原告の権利侵害を制限する文脈でのみ「インターネット」に言及」について

争う。

- 一審原告らの主張は、インターネット上の情報は検索が容易で削除されにくいから特に権利侵害の度合いが大きいというものである。しかし、仮に書籍等の紙媒体であっても図書館に永久的に保存され、グーグルブックス等で書籍の内容をインターネット上で検索可能なである。特に、OCR(光学文字認識)等の技術の進歩や、インターネット上で書籍の内容の検索を認める改正著作権法等の法整備によって、インターネットと紙媒体の特性の違いはなくなりつつある。
- 2 第62「一審原告の権利侵害においてもインターネットの特性を考慮しなければ ならない」について
 - (1) 第62(1)「インターネットでの摘示であることが慰謝料の増額事由」について

争う。

一審原告らが引用する高松高裁平成28年4月25日判決ジュリスト1518号296頁の判例は、動画に関するものであって、本件とは無関係である。

本件については文字情報に過ぎないし、1 で述べた通り、インターネットと 他の媒体を区別する理由がない。「永続性や拡散容易性」をいうのであれば、 紙媒体も同様である。

(2) 第62(1)「インターネットでの公表による「差別されない権利」の侵害」について

インターネットでの好評であるから「差別されない権利」の侵害だという一 審原告らの主張は意味不明である。一審原告らのいう「差別されない権利」 はおそらく憲法 14 条から派生させようというものあって、インターネットとは無 関係なものであり、一審原告らは意味のない主張をしている。

第7 一審原告第4準備書面第7に対する反論

- 1 第72「著しく低額な損害額」について
 - (1) 第 7 2(1)「名誉毀損訴訟・プライバシー侵害に対する慰謝料額について」に ついて

争う。

一審原告らは名誉権とプライバシー権と肖像権をひとまとめにして慰謝料の「相場」を提示しているが、原判決の大部分はプライバシー権侵害を認容したものであるから、一審原告らが提示した「相場」は参考にならない。

特に「部落解放同盟関係人物一覧」は一審被告らが自ら掲載したものではない。なおかつ、本来であればプロバイダ責任制限法により免責される性質のものである。

「部落解放同盟関係人物一覧」については、原判決にある通り掲載されたのは平成28年3月上旬と推定され、一審被告らは同年3月26日の時点でその存在を知り、同年4月9日に一審被告宮部の呼びかけにより削除された。この間は14日であり、これは一審原告らの一部が横浜地方裁判所相模原支部に同年4月4日に「部落解放同盟関係人物一覧」等の削除の仮処分を申し立て、同年4月18日に裁判官による仮処分命令が出される期間と同じである。結果的に一審被告らは合理的な期間内に情報の流通の防止措置を取っており、責任を追わない。

- (2) 第72(2)「本件の認容額の問題」について 争う。
 - 一審原告らは「一審原告らに発生した損害を補填するものには到底及ばない」というが、一審原告らに具体的にどのような損害が発生し、どれだけの金額になるのか、一審原告らは示していない。一審原告らの目的は損害の補填ではなく、一審被告らに対する経済的制裁であって、民事訴訟の目的に反するものである。
- (3) 第 7 2(3)「損害額の算定にあたって検討すべき要素」について 争う。
 - 一審原告らは、Chatwork は SNS であるというが、第3準備書面で述べた 通り Chatwork は「ビジネスチャット」(乙785)であり、組織内の特定の仲間と 機密性の高い通信をするためのものである。

なお、「神奈川県人権啓発センター」のツイッターアカウントや Youtube チャンネルは本件訴訟の対象にはなっていない。

2 第73「算定方法の根拠を示さない原審判決」について 争う。

- 一審原告らは、原判決が認定した損害賠償について「算定方法の根拠を示さない」というが、一審原告ら自身が具体的に損害を受けていない上、そもそも 一審原告らが請求の算定方法を示していない。
- 3 第74「一審原告らのうち、その過去本籍や過去住所又はその親族の本籍、住所若しくは過去住所が本件地域一覧に本件地域として記載された者は権利侵害が認められるべきであること(争点2)」について争う。

原判決ですら、地名を機会的に照合して被差別対象を特定する行為が現実 に行われているという明白な根拠を明らかにしない。繰り返しになるが、この時 点で既に部落差別の方法を新規に発明しているのに等しい。

過去の住所や本籍まで持ち出すのであれば根拠は皆無と言ってよく、司法 が部落差別の方法を発明し、現憲法下で新たな被差別身分を創出する自体 に拍車をかけるだけである。

ましてや、過去の住所や本籍まで持ち出すのであれば一時的でもいいから、 部落に住所や本籍を一度移せば「同和地区出身者」になれるということになる のであって、そのような概念が日本の歴史上存在していないことは明らかであり、 荒唐無稽かつ異常で異様なことである。

以上